

別 添

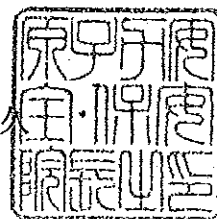
経済産業省

平成20・11・11原院第6号

平成20年11月14日

社団法人日本エルピーガス連合会  
会長 川本 宜彦 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久



業務主任者及び業務主任者の代理者の適切な選任について

原子力安全・保安院は、別紙（NISA-278b-08-10）のとおり、液化石油ガス販売事業者関係団体に対し、傘下会員である液化石油ガス販売事業者へ業務主任者及び業務主任者の代理者の適切な選任についての確認を要請することを求めることとしました。

つきましては、貴連合会におかれましても、別紙に従い所要の対応をお願いします。



# 経済産業省

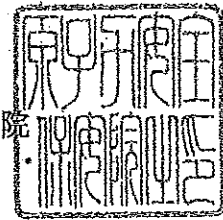
平成20・11・11原院第6号

平成20年11月14日

業務主任者及び業務主任者の代理者の適切な選任について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-278b-08-10



今般、複数の液化石油ガス販売事業者において、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）に基づく業務主任者及び業務主任者の代理者（以下「業務主任者等」という。）の選任義務違反及びそれに関与していた事実があり、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、別添のとおり嚴重注意及び再発防止策の策定・報告を指示しました。

については、類似の事案の発生を防止するため、当院は、液化石油ガス販売事業者関係団体に対して、傘下会員の液化石油ガス販売事業者へ下記の対応を要請することを求めることとします。

## 記

1. 液石法第19条及び同法第21条の規定に基づく業務主任者等の選任が適切に行われているか確認すること。
2. 液石法第19条第1項又は同法第21条第1項に規定する業務主任者等に選任できる自社の従業者が、他の液化石油ガス販売事業者において業務主任者等として選任されていないか確認すること。